

R7建設 建設資材等単価改定業務 仕様書

(適用)

第1 この仕様書は、徳島県（以下「県」という。）が実施する「R7建設 建設資材等単価改定業務」（以下「業務」という。）に適用する。

(目的)

第2 本業務は、県が行う建設資材単価の単価改定の際に、県が使用するWeb版積算システム用及び単価表作成に用いる単価管理システム用の単価データを作成することを目的とする。

(内容)

第3 単価改定において対象とする単価は次表のとおりとし、県が提供するデータ・資料等を基に単価データを作成するものとする。

改定月	対象単価
4月	資材、市場単価、標準単価
7月	資材、市場単価、標準単価、施工パッケージ単価
10月	資材、市場単価、標準単価
1月	資材、市場単価、標準単価
上記以外	資材

2 資材単価全約6,500点の品目数のうち、約4,000点については、刊行物価格データの平均等処理を行うとともに、約2,500点については県の特別調査結果等に基づき単価データの作成を行うものとする。

また、市場単価・標準単価（品目数約1,200点）についても刊行物価格データの平均等作業を行い単価データの作成を行うものとする。

3 資材単価に新規追加となる品目が発生した場合は、決定単価算出までの平均等作業のプロセスを受発注者間で協議し決定する。

4 県単価データは、Web版積算システムへの登録用形式及び単価表作成のため県が使用する単価管理システムへの登録用形式で作成するものとする。

5 なお、Web版積算システムへの円滑な単価登録・運用を行うため、必要に応じ積算システムの保守を委託している一般財団法人日本建設情報総合センターと協議の上、本業務を遂行するものとする。

(業務プロセスの確認)

第4 受注者は、業務履行期間中に発注者による業務プロセスの確認を受けなければならない。

- (1) 改定作業の実施方法、確認体制
- (2) 受注者内部での実施作業の確認資料
- (3) その他、発注者の指示する資料

(再委託の禁止)

第5 軽微な業務を除き、再委託は禁止する。「軽微な業務」とはコピー、ワープロ、印刷、製本、資料整理とする。

(成果品の報告)

第6 報告資料、報告期限については次のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、協議して定める。

- (1) 成果報告書は、CD-R 1部とし、業務の完了時に提出すること。
 - (2) 県単価データは、次表に示す期日までに電子メールで提出すること。
- なお、県からの刊行物データ等提供については次表に記載のとおり想定している。

年月	提供予定	報告期限		年月	提供予定	報告期限
R7. 5	4/21	4/25		R7. 11	10/21	10/27
R7. 6	5/21	5/26		R7. 12	11/21	11/26
R7. 7	6/23	6/26		R8. 1	12/22	12/26
R7. 8	7/21	7/25		R8. 2	1/21	1/26
R7. 9	8/21	8/26		R8. 3	2/23	2/26
R7. 10	9/22	9/26		R8. 4	3/23	3/26

(過失)

第7 受注者は、業務完了後であっても、受注者の原因による疎漏、過失が認められた場合には、発注者が必要と認める訂正、補正等の措置を講ずるものとする。

(報告書の充足)

第8 本仕様書は、業務に必要な諸元と資料のうち必要な事項を示したものであり、これに記載されていない事項についても業務上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。